

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和6年7月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年9月3日

山形県監査委員	奥	山	誠	治
山形県監査委員	高	橋	啓	介
山形県監査委員	松	田	義	彦
山形県監査委員	海	老	名	信

第1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関33箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁産業経済部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁建設部	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
新庄病院	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
置賜総合支庁総務企画部	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
庄内総合支庁総務企画部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁産業経済部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁建設部	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
村山総合支庁総務企画部	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済部	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁建設部	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員

中 央 病 院	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
企 業 局	令和6年7月22日	奥山委員 高橋委員	松田委員 海老名委員
病 院 事 業 局	令和6年7月22日	奥山委員 高橋委員	松田委員 海老名委員
企 画 調 整 課	令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
市 町 村 課	令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
移 住 定 住 ・ 地 域 活 力 創 生 課	令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
消 費 生 活 ・ 地 域 安 全 課	令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
食 品 安 全 衛 生 課	令和6年7月25日	奥山委員	松田委員
環 境 企 画 課	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
エ ネ ル ギ ー 政 策 推 進 課	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
循 環 型 社 会 推 進 課	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
み ど り 自 然 課	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
水 大 気 環 境 課	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員
産 業 技 術 イ ノ ベ ー シ ョ ン 課	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員
商 業 振 興 ・ 経 営 支 援 課	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 庄内総合支庁総務企画部

(イ) 予算の計画的・効率的執行がなされていないもの

(内容)

配当替のあった予算全額を執行しなかったもの

職員公舎の火災報知器更新工事

配当替額 3,870,790 円

配当替日 令和5年9月8日

ロ 庄内総合支庁産業経済部

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

支払期限内に支払をせず、次年度予算から支出しているもの

定期刊行物年間購読料

請求書受理日 令和5年3月22日

支払期限 令和5年4月5日

支払日 令和5年6月27日

支出額 16,500 円

(ロ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

冷暖房機器保守点検管理業務委託料

検査日 令和5年9月30日

請求書受理日 令和5年12月15日

支払日 令和5年12月27日

支出額 207,240円

ハ 庄内総合支庁建設部

(イ) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

調定額を誤った10万円以上のもの

令和5年度道路占用料

誤調定額 3,027,300円

正調定額 3,682,350円

差額 655,050円

ニ 村山総合支庁保健福祉環境部

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

生活保護費支給業務に関して、被保護者から収入申告書を受領していながら、その後の処理を適切に行わない、また、決裁を受けないまま保護費を算定して支給するなど、保護費の追給又は返納が必要なものを含む不適正な事務処理を行ったもの 123件 要追給額1,405,293円 要返納額4,728,346円

主な事例は以下のとおり

障害基礎年金及び障害厚生年金の認定誤り

要返納額 2,161,590円

ホ 中央病院

(イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

機器賃貸借契約等において、契約書に必要事項(契約保証金)の記載がないもの 6件

主な事例は以下のとおり

内視鏡システム賃貸借

契約日 令和5年10月1日

契約単価(税抜) 3,145円

ヘ 病院事業局

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの。

山形県病院事業局勤務管理システム用パソコンの調達

ト 水大気環境課

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

契約書の規定に基づかず、月ごとに行うべき代金の支払をしていないもの

タブレット型パソコン用SIMカード及びデータ通信サービス提供業務（令和5年4月から8月分）

請求書受理日 令和5年9月22日

支払日 令和5年10月3日

支出額 46,200円

チ 商業振興・経営支援課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

補助事業に係る実績報告書の確認が不十分な100万円以上のもの 3件 合計5,959,233円

主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金

誤確定額 8,852,466円

正確定額 6,692,466円

要返納額 2,160,000円

納入日 令和6年5月9日

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの（最上総合支庁保健福祉環境部、病院事業局、新庄病院）

(ロ) 納期限の設定が適切でないもの（最上総合支庁産業経済部）

ロ 支出

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの（村山総合支庁建設部、庄内総合支庁建設部）

(ロ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの（庄内総合支庁産業経済部）

(ハ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの（庄内総合支庁産業経済部）

(ニ) 報酬、給与、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので5万円以上のもの（村山総合支庁保健福祉環境部、最上総合支庁総務企画部）

ハ 契約

(イ) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの（村山総合支庁建設部、庄内総合支庁建設部）

(ロ) 債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から10日を超えて行なっていないもの（水大気環境課）

(ハ) 軽油引取税を二重に計上した金額で単価契約を行ったもの（村山総合支庁総務企画部）

(ニ) 業務委託契約において、債務の履行確認が不十分なもの（中央病院）

ニ 債権

(イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不能欠損処分を行わないもので、1万円以上

のもの（置賜総合支庁保健福祉環境部）

ホ 補助金

- (イ) 交付申請日から交付決定日まで、実績報告期限から実績報告日まで、実績報告日から額の確定日まで、額の確定日から支払までの期間が、いずれか2箇月以上のもの（水大気環境課、村山総合保健福祉環境部、置賜総合支庁建設部）
- (ロ) 2割を超える減額に係る計画変更承認後に、変更交付申請がないにもかかわらず変更交付決定を行っているもの（置賜総合支庁保健福祉環境部）